答 弁 第 六 五 号平成二十五年十一月十九日受領

内閣衆質一八五第六五号

平成二十五年十一月十九日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員柚木道義君提出医師による長期処方の是非にかかる厚生労働大臣答弁に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員柚木道義君提出医師による長期処方の是非にかかる厚生労働大臣答弁に関する質問に対す

る答弁書

お尋ねの 「職能集団としての医師の話し合いのなかで解決していくような道筋」、 「医師の裁量権に属す

る諸問題」、 「医師の裁量権にある事項」及び 「職業の自律という観点」の意味するところが必ずしも明ら

かではないが、政府としては、患者に適切な医療が提供されることが重要であり、御指摘の長期処方につい

ては、中央社会保険医療協議会等における議論を踏まえ、適切に対応してまいりたい。